

製品認証登録制度料金規程

2025 年 5 月 1 日

一般社団法人ファインバブル産業会

(適用範囲)

第 1 条 本規程は、一般社団法人ファインバブル産業会（以下、「FBIA」という。）における製品認証登録制度に係る料金に適用する。

2. 本規程において定める料金は、消費税を含まない。
3. 本規程においては、製品認証登録制度スキーム規程に定める用語を適用する。

(適合性評価方式の区分)

第 2 条 本規程において適用される適合性評価方式の区分は、以下のとおりとする。

(1)製品登録

製品のファインバブル特性、効果及び工程の品質管理について、申請者が提出した新規申請書類一式の適合性を、FBIA が審査し、FBIA が定める規程、基準等に適合していることを承認したとき、FBIA は、その工程から製造される製品に製品登録マークを付すことを許可する。

(2)製品認証

指定試験ラボで試験した製品のファインバブル特性の成績書、製造される製品のファインバブル特性、ファインバブル効果並びに工程の品質管理及び検査について、申請者が提出した新規申請書類一式の適合性について文書審査及び現地審査し、その工程による製品に製品認証マークを付すことを許可する。併せて、指定試験ラボで試験した製品のファインバブル特性については、カテゴリー区分を使用することを許可する。

(3)SDGs 認証

エビデンスに基づいて、ファインバブル技術による効果の SDG s のゴールターゲットへの貢献の妥当性を審査し、製品のファインバブル効果による SDGs への貢献を示す SDGs 認証マークを使用することを許可する。

(審査申請の対象単位)

第 3 条 製品登録及び製品認証では、1 製品型式の製造工程（以下、「製造工程」という。）を対象とし、それが生み出す製品のすべてに製品認証登録マークを付して管理するプロセスの適合性審査を 1 単位とする。

2. 1 製造工程、1 製品型式、1 製品、1 サービス工程の範囲を考慮した申請単位は、事前相談時に決定する。

(製品認証登録料金の種別)

第 4 条 製品認証登録料金は、以下の新規審査料、認証登録維持料、更新審査料、及び変更審査料とする。

- (1)新規審査料とは、新規の製品認証登録の審査に伴う料金。
- (2)製品認証登録維持料とは、直近 1 年間の製品認証登録対象製品の出荷実績に伴って毎年発生する料金。ただし、初年度維持料は、出荷実績がないので 50,000 台未満で算出する。
- (3)更新審査料とは、製品認証登録の更新審査に伴う料金。
- (4)特定審査等料とは、製品認証登録変更に伴う確認審査、是正処置確認審査、製品認証登録維持のた

めの確認審査及びその他現状確認に伴う審査並びに事前調査で発生する料金。
(5)事前相談料とは、事前相談の実施に伴う料金。

(新規審査料)

- 第 5 条 1 単位あたりの新規審査料は、製品登録及び製品認証、並びに正会員、賛助会員及び非会員の該否にかかわらず、400,000 円とする。
2. 工程の規模などに特段の規模の審査作業を要するとの判断が事前相談時になされた場合には、作業量に応じて 1 人 1 時間当たり 15,000 円の料金を加算する。
 3. 新規審査に伴い出張する場合、出張旅費（交通費＋宿泊費）を、前記第 1 項及び第 2 項で定める料金に加算する。
 4. 同等製造工程での追加事業所及び同一事業所で複数製造工程に対し、共通部分の多寡に応じて新規審査料を減額することができる。

(製品認証登録維持料)

第 6 条 1 単位あたりの製品認証登録維持料は、以下のとおりとする。

(1)正会員

直近 1 年間の出荷台数に別表 1 に定める認証料率を乗じた認証料率反映台数に基づき、別表 2 から算出する。ただし、初年度維持料は、出荷実績がないので 50,000 台未満で算出する。

(2)賛助会員

前記(1)で算出した正会員の製品認証登録維持料に、200,000 円を加算する。

(3)非会員

前記(1)で算出した正会員の製品認証登録維持料に、400,000 円を加算する。

(更新審査料)

- 第 7 条 1 単位あたりの更新審査料は、製品登録及び製品認証、並びに正会員、賛助会員及び非会員の該否にかかわらず、300,000 円とする。なお、変更内容の確認審査の程度により、減額するものとし、事前打ち合わせにより調整する。
2. 工程の規模などに特段の規模の審査作業を要するとの判断が事前相談時になされた場合には、作業量に応じて 1 人 1 時間当たり 15,000 円の料金を加算する。
 3. 更新審査に伴い出張する場合、出張旅費（交通費＋宿泊費）を、前記第 1 項及び第 2 項で定める料金に加算する。
 4. 同等製造工程での追加事業所及び同一事業所で複数製造工程に対し、共通部分の多寡に応じて新規審査料を減額することができる。

(変更審査料等)

第 8 条 変更審査料は、以下の通りとし、その他の確認審査は受審者と事前調整で決定する。

(1) 変更審査料

- a) 工場の変更、追加は 1 件あたり 150,000 円
- b) 製造工程、重要部品のサプライヤー等の変更は 1 件あたり 150,000 円
- c) 効果の追加 3 効果毎に 150,000 円

(2) 前記(1)以外の製品認証登録内容の変更は、1 件あたり 150,000 円

- 2. 特定審査等に伴い出張する場合、出張旅費（交通費＋宿泊費）を、前項で定める旅費に加算する。
- 3. 1 製造工程 1 事業所 1 サイト当たり料金は、前記第 1 項の(1)から(3)の料金を基礎として、変更の重大さに応じて減額することができる。

(SDGs 認証審査料等)

第 9 条 SDGs 認証に関する新規審査料、製品認証登録維持料及び更新審査料は、100,000 円とする。

- 2. SDGs 認証に関する特定審査等料は、前条によるものとする。

(料金の支払)

第 10 条 本規程で定める料金については、FBIA からの請求にもとづいて支払う。

- 2. 申請者は、請求書受領の翌月末日までに、FBIA の指定する金融機関の口座に振込送金の方法により支払うものとする。この際の振込手数料は申請者の負担とする。
- 3. FBIA が申請者に製品認証登録料金を通知した後は、申請者の責に帰する限り、料金支払の債務は消滅しないものとする。FBIA の責に帰する審査の不履行についてはこの限りではない。

付則

- 1. 本規程は、2025 年 5 月 1 日付で施行する。

別表 1 認証料率表

	寄与度レベル	認証料率	適用例
ファインバブル 単機能製品	グループ 1	100%	シャワーヘッド、F B 発生機 ノズル単体
ファインバブル 機能組込 システム製品	グループ 2	50%	給湯器等小システム製品
	グループ 3	10%	洗濯機等中システム製品
	グループ 4	5%	大規模システム製品

別表 2 認証料率反映台数比例料金表(正会員用)

認証料率反映台数	認証登録維持料 単位：円
50,000 台未満	400,000
50,000 台以上 100,000 台未満	800,000
100,000 台以上 150,000 台未満	1,200,000
150,000 台以上 200,000 台未満	1,600,000
200,000 台以上 250,000 台未満	2,000,000
250,000 台以上 300,000 台未満	2,400,000
300,000 台以上 350,000 台未満	2,800,000
350,000 台以上	3,000,000

賛助会員及び非会員の製品認証登録維持料については、以下のとおりとする。

1. 賛助会員

別表 1 の認証料率表に基づいて算出した認証料率反映台数に該当する正会員の製品認証登録維持料に、200,000 円を加算した金額。

2. 非会員

別表 1 の認証料率表に基づいて算出した認証料率反映台数に該当する正会員の製品認証登録維持料に、400,000 円を加算した金額。